

○「所在不明株主の株式売却制度事務取扱指針」の改正について

平成 23 年 8 月 26 日
全国株懇連合会理事会決定

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）において、所在不明株主の口座に一般口座が含まれる場合は、当該所在不明株主の口座に係る加入者口座コードを機構から口座管理機関への通知に追加することとし、さらに当該通知については、一般口座に係る所在不明株主の口座を管理する口座管理機関のみに対して行う等という「所在不明株主の株式売却制度における事務処理手続」の改正がなされます（平成23年9月予定）。

これらに対応するため、「所在不明株主の株式売却制度事務取扱指針」ならびに参考資料「所在不明株主の株式売却に関する証明書」および「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」を別紙のとおり改正いたしましたので、会員各社のご参考に供します。

なお、指針の改正箇所には下線を付しておりますが、図表「事務手続きフローチャート」および参考資料「所在不明株主の株式売却に関する証明書」「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」については差し替えとしております。

「所在不明株主の株式売却制度における事務処理手続」の改正に伴い、発行会社および株主名簿管理人において取扱いが変更となるポイントは以下のようになります。

- ①発行会社が機構に対して所在不明株主の株式売却に関する通知を行う際、所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか不明の場合は、その旨を通知することが認められた。不明である旨の通知を出したときは、発行会社は機構に対する通知後2週間以内に、所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか調査して、その結果を機構に報告することとなる。この調査のため、または一般口座の所在不明株主の特定のため必要な場合には、発行会社は、本通知後に、株主名簿管理人を通じて、機構に対して、全ての特別口座に係る加入者口座コードに紐付く株

主等照会コードを照会することが認められた。

- ②発行会社は、異議申述公告後3週間以内に、機構に対して、一般口座に係る所在不明株主の氏名、住所および株主等照会コードを通知する。
- ③「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」に、所定の公告を行ったこと、および利害関係人から異議が出なかった株式であることを記載することとして、機構に対する「所在不明株主の株式売却に関する証明書」の添付は不要となった（ただし、口座管理機関に対する同証明書は必要）。

以上

所在不明株主の株式売却制度事務取扱指針

平成15年4月11日全株懇理事会決定
 改正 平成19年2月2日全株懇理事会
 改正 平成20年12月5日全株懇理事会
 改正 平成21年11月27日全株懇理事会
 改正 平成23年2月4日全株懇理事会
 改正 平成23年8月26日全株懇理事会

指針	説明
<p>1 趣旨 会社法に定める所在不明の要件を満たす株式売却についての指針を定める。</p> <p>2 売却対象となる株式に係る要件 (1) 要件（会社法197条1項、230条4項） 次の①～③全てを満たす必要がある。 ① 株主名簿上の株主の住所または株主が発行会社に通知した宛先に発した通知または催告が5年以上継続して到達しないこと。</p> <p>② 株主名簿上の株主が、継続して5年間、剰余金の配当を受領していないこと。</p>	<p>○本制度は所在不明の単元未満株主の有する単元未満株式についても適用がある。</p> <p>○不到達的前提として通知、催告の発信が不可欠となる。名義書換失念株式に関し株主名簿上の株主からの依頼または株主名簿上の住所に現在居住している別人（あるいは管理人等）の依頼等により通知、催告の発信を止めている場合には本要件を満たさない。</p> <p>○会社法294条2項により通知および催告を要しないものも対象となる。</p> <p>○「保管振替機関名義株式については、会社法197条の規定は、適用しない」（株券等の保管及び振替に関する法律（以下、保振法という）35条）となっていたため、株式会社証券保管振替機構名義の株式は売却対象とはなっていなかったが、社債、株式等の振替に関する法律においては保振法35条に相当する規定がないため、株券電子化以降は、証券会社に開設した一般口座に記録された株式も、所在不明の要件に該当する場合は、売却対象となる。</p> <p>○株主が継続して5年間剰余金の配当を受領していないとの要件は、会社が剰余金の配当をしたにも関わらず受領されなかった場合のほか、無配である場合にも満たされる（江頭憲治郎著、「株式会社法」2008年 有斐閣）。</p> <p>○剰余金の配当の支払手段として銀行預金口座振込やゆうちょ銀行口座振込が選択されている場合は、口座振込が完了すれば剰余金の配当が受領されたと認められるので本要件を満たさない。</p> <p>○株式数比例配分方式により配当金を受領している場合、それぞれの証券会社等の指定する口座に支払われ、当該口座に入金したことをもって、会社の配当金支払い義務の履行が完了することとなっている。したがって、証券会社等から株主に対して支払いが履行され</p>

指針	説明
<p>※当該株式について登録株式質権者がいる場合には、登録株式質権者についても①および②の要件が満たされていることが必要となる。</p> <p>③ 当該株式に係る株券喪失登録が行われていないこと。</p> <p>(2) 通知または催告</p> <p>① 通知または催告の例 招集通知等法定のものに限定されない。株主通信や株主優待物等の株主サービスとしての任意の送付物も含まれる。 ＜法定の通知＞ 招集通知、株式無償割当てに伴う割当株式数等の通知 等 ＜任意の通知＞ 決議通知、中間配当金決議通知、議決権行使促進ハガキ、株主通信、株主優待物 等</p> <p>② 通知、催告の方法 株主名簿上の住所宛の郵送、宅配便等による書面等の送付のほか、メールアドレス等発行会社に通知した宛先への電子メール等の電磁的方法によるものも含まれる。</p> <p>(3) 返戻物の管理 5年間通知、催告が到達していないことの証明方法として、返戻物の現物保管やマイクロ撮影までは要求されず、電磁的記録での管理で足りると考える。</p> <p>3 株式売却制度の実務</p> <p>(1) 売却に関する取締役会等決議</p> <p>① 競売による場合 所在不明株主の株式を競売するには、</p>	<p>たかどうかについては会社が把握できないが、株式数比例配分方式を選択した株主に関しては、証券会社等への配当金の支払いが完了したことにより配当金を受領したと考えられることから、所在不明株主として認識することはなくなる。</p> <p>○上場会社（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行日の前日又は上場前において株券発行会社であった会社に限る。）は、株券電子化移行後、最長1年間は株券喪失登録が残る可能性がある。</p> <p>○通知を法定のものに限定すると単元未満株主に対しては5年間1度も通知が送付されない不都合が生じる。</p> <p>○電磁的記録として管理すべき項目としては、株主の氏名・住所、返戻物の種類、返戻日付、返戻理由等が考えられる。</p> <p>○全ての通知、催告に関する返戻物の管理を行うのは現実的ではなく、どの範囲まで管理すべきかの判断は各社で検討を要する。</p> <p>○一般的に言うと、重要性の観点等から、少なくとも以下の通知、催告に関する返戻物については管理するのが妥当だと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての法定の通知、催告 ・任意の通知のうち、決議通知、株主通信 <p>○株式売却実務については、証券保管振替機構が定める「<u>所在不明株主の株式売却制度に係る事務処理手続</u>」においても、証券保</p>

指針	説明
<p>取締役会等で次の事項を決定することが考えられる。</p> <p>a. 競売する株式の種類 b. 競売する株式の総数 c. 競売時期</p> <p>② 市場価格による売却の場合 市場価格のある株式については市場価格をもって売却することができる。 なお、市場価格のない株式についても競売以外の方法で売却することができるが、その場合には、裁判所の許可が必要（この許可の申立には、取締役が二人以上いる場合には、全員の同意が必要）とされている。</p> <p>③ 自社による買取りの場合 所在不明株主の株式を売却する場合には、取締役会設置会社は取締役会の決議をもって分配可能額の範囲内でその株式を買い取ることができる。 ＜取締役会で決議すべき事項＞ a. 買取株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数） b. 買取価額の総額</p> <p>(2) 異議申述の公告および所在不明株主等宛て催告（会社法198条1～4項、会社法施行規則39条） 発行会社は取締役会等で株式の売却を決議した場合、次の事項を公告するとともに、株主またはその利害関係人（共有株主および登録株式質権者）（以下「所在不明株主等」という。）へ催告しなければならない。</p> <p>① 公告記載事項 a. 当該株式の競売または売却をする旨 b. 当該株式の株主として株主名簿に記載または記録がされた者の氏名または名称および住所 c. 当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、当該株式の種類および種類ごとの数） d. 当該株式につき株券が発行されてい</p>	<p>管振替機構に関連する標準的な事務処理が定められているので、それに従い処理を進めることが考えられる。</p> <p>○売却方法については、取締役会決議は要求されていない。 ただし、市場での売却を行わず、自己株式として取得する場合には、取締役会設置会社は取締役会決議が必要となる（会社法197条4項）。</p> <p>○売却対象株式のうち、異議申述があつたものや、取締役会等付議および公告した株式残高が、振替請求までの間に変動があつたものは、売却対象から除外する必要があるため、その旨を取締役会等への付議に記載することも考えられる。</p> <p>○これは、自己株式の取得に該当するが、会社法155条8号および156条2項により、株主総会の決議によることなく、取締役会の決議で買い取ることができる。</p> <p>○株主が有する株式を株主の意思に基づかず、発行会社が一方的に株式を売却して金銭とするものであり、株主の権利を保護する手続として公告と個別催告が必要とされる。</p> <p>○株券不発行会社に移行して間もない発行会</p>

指針	説明
<p>るときは、当該株券の番号</p> <p>e. 当該株式の株主その他の利害関係人は売却等に異議があれば一定の期間（3ヶ月以上の期間）内に申し述べるべき旨</p> <p>② 所在不明株主等宛の催告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在不明株主等に対する催告の方法は、普通郵便でよい。特に配達証明付郵便で行う必要性はない。 ・催告をする相手方と催告をする場所 <ul style="list-style-type: none"> a. 株式につき株主名簿に記載または記録のある株主（bの株主を除く）に対しては、株主名簿に記載または記録された株主の住所および株主が発行会社に通知した宛先（電子メールアドレスも対象可能） b. 株式の共有者であって、権利を行使すべき者と定められた株主以外の株主に対しては、株主名簿に記載または記録されたその株主の住所 c. 株式につき株主名簿に記載または記録のある登録株式質権者がある場合におけるその登録株式質権者に対しては、株主名簿に記載または記録されたその登録株式質権者の住所およびその登録株式質権者が発行会社に通知した宛先 <p>③ 証券保管振替機構への通知</p> <p>発行会社は異議申述のための公告および催告を行った場合、証券保管振替機構に対して、速やかに、Target保振サイトにより、PDFファイル形式で、公告事項および所在不明株主の口座に一般口座が含まれる旨または所在不明株主の口座が特別口座のみである旨を通知する。</p>	<p>社（株券電子化一斉移行後など）は、他人名義の株券を所持しているものに対する注意喚起のためその旨を付記して「旧株券番号」を公告に記載することも考えられる。</p> <p>○登録单元未満株式についても対象となる。</p> <p>○仮に催告が返戻されなくても手続きを進めてよい。</p> <p>○発行会社において、所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか否か判断できないときは、この通知において、所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか不明である旨を通知する。この場合、発行会社は、所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか否かを遅滞なく調査し、当該通知後2週間以内に、Target保振サイトにより、その結果を通知する。</p> <p>○所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか否か調査するためまたは一般口座に係る所在不明株主を特定するために、発行会社は、証券保管振替機構への所在不明株主に係る通知後に、株主名簿管理人を通じて、証券保管振替機構に対して、全ての特別口座に係る加入者口座コードに紐づく株主等照会コードを照会することができる。</p> <p>○所在不明株主の口座に一般口座が含まれる場合は、発行会社は、異議申述のための公告を行った後3週間以内に、株主名簿管理人を通じて、証券保管振替機構に対して、一般口座に係る所在不明株主の氏名、住所および株主等照会コードを通知する。</p>

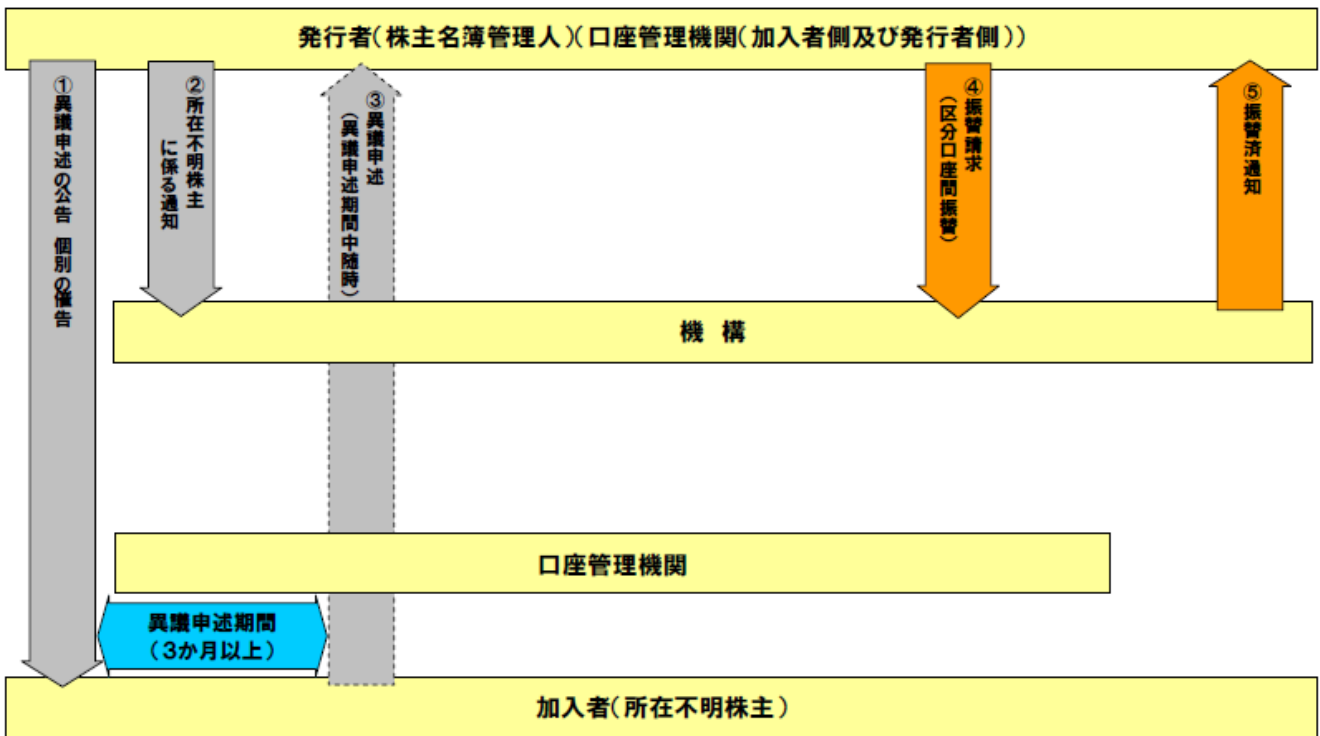
指針	説明
<p>(3) 異議申述がある場合の対応</p> <p>① 株主が異議を述べたときは、売却対象株式から除外するとともに、住所変更の手続きを求める。</p> <p>② 株主以外の利害関係人が異議を述べたときは、株主名義人と利害関係人の権利関係を証明する書類の提出を求める。書類により権利関係が確認できた場合は、売却対象株式から除外する。</p> <p>(4) 株式の売却方法</p> <p>① 証券保管振替機構に対する事前連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行会社は、異議申述期間の終了後、<u>一般口座に記録された売却対象株式の株式売却準備を進めるため</u>、証券保管振替機構が定める「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」（以下「事前連絡書」、様式は参考を参照）に必要事項を記載し、証券保管振替機構へ提出する。なお、事前連絡書の提出には、<u>必要書類</u>を添付する。 <p>② <u>一般口座に記録された売却対象株式の振替口座および株数の把握のための情報提供請求</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行会社は、所在不明株主の株式が記録されている振替口座を把握するため、証券保管振替機構への事前連絡書の提出日の翌営業日以降に情報提供請求を行う。 <p>③ 売却対象株式の振替手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供請求により把握した株式残高を売却するためには、所在不明株主の振替口座を開設する直近上位機関に対して振替申請書を提出する。 ・振替申請書の提出に際しては、発行会社が代理権に基づき行うことから、「所在不明株主の株式売却に関する証明書」（別紙）および必要書類を添付する。 	<p>○利害関係人としては、共有株主および登録株式質権者、場合により略式担保権者も含まれる。</p> <p>○「事前連絡書」の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却対象株式の銘柄名および銘柄コード ・所在不明株主の株主等照会コードおよび株式数 ・株式売却等に係る事務処理日程（株主確定日、公告掲載日、異議申述期間、情報提供請求予定日および株式売却予定日） <p><u>○所在不明株主の口座が特別口座のみの場合は、事前連絡書の証券保管振替機構への提出は不要である。</u></p> <p>○情報提供請求は、法令に基づく所在不明株主の株式売却における、必要な手続きとして、<u>株主名簿管理人を通じて行う</u>。</p> <p>○情報提供請求の請求要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全部情報」の請求を行う。 ・「対象期間」については、情報提供請求日の前営業日とする。 ・「授受の方法」は、「データ」または「書面」のいずれかを選択する。 <p>○情報提供請求で把握した株式残高が振替手続き時に変動していた場合や住所変更手続き等がなされた場合は、所在不明株主が存在していることから、売却対象株式から除外する。 株式残高が変動した場合は、必要に応じ、振替口座を開設している口座管理機関を通じ、株主に住所変更手続きを依頼する。</p> <p>○発行会社は、異議申述期間終了時に株主その他利害関係人から異議が無かったことをもって代理権を取得する。</p> <p>○自己株式としての取得または所在不明株主の株式売却は、内部者取引規制の対象となることから、未公表の重要事実がないかを確認の上、取得日を設定する必要があることに注意すること。</p>

指針	説明
<p>④ 売却先の口座について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別口座に記録された売却対象株式は、株主本人または発行会社の口座以外に振替えることができないため、自己株式として取得する場合のみならず第三者に売却する場合も発行会社口座に振替える。 ・ また、一般口座に記録された売却対象株式も、売却先として直接第三者の口座に振替えることが可能であるが、実務上、いったん発行会社が市場売却の目的で開設する口座に振替えを行うことが望ましい。 <p>⑤ 売却価格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場価格のある株式については、自己株式としての取得または、市場での売却は、市場価格にて行うことが必要である。 ・ 市場売却によるほか市場価格（売却日終値等）による相対での売却も可能。 <p>⑥ 市場価格のない株式の売却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未上場会社等で市場価格のない株式の売却は、裁判所に売却価格算定のための許可申請を行うことにより、裁判所が認めた算定価格での任意売却が可能となる。 <p>⑦ 競売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民事執行法に定める民法、会社法その他法律の規定による換価のための方法。 ・ 裁判所に競売申立てを行い、執行官の関与のもと多人数に口頭で申立てをさせ、最高価額の申立人に承諾を与えて売買することになるので、公正な価額での換価が可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別口座に記録された株式については、発行会社の口座に振替えた後、売却先口座へ振替えることとなる。 ○ 一般口座に記録された売却対象株式は、多数の口座管理機関に記録されている株式を一度の振替の手続きにより、それぞれの口座管理機関に対して、各売却対象株主の振替口座・株数・売却条件を特定して振替申請を行う必要があり、振替処理や売却金額の把握などにおいて、実務上混乱が想定される。したがって、個別対応が困難な多数の所在不明株主の株式を売却する場合には、発行会社が売却対象株式をいったん発行会社の口座（売却処理の一環として一時的に売却対象株式を集約する目的で開設する口座）に振替えてとりまとめ後、市場売却することが考えられる。特別口座に記録された株式を市場売却するために、いったん発行会社の口座に振替える場合も同様である。 <p>なお、売却対象株式を発行会社の口座にいったん集約し、その後、市場で売却する場合、基準日を跨いで処理を行うと基準日時点で発行会社の口座に売却対象株式が残ることとなり、議決権等の管理において極めて困難な問題が生じることから実施日程については注意を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発行会社は、自己株式として取得する権利および株式を売却する代理権が与えられているとして株式売却を行う。 <p>○ 取締役が二人以上あるときは、裁判所の許可の申立は、取締役全員の同意が必要。</p>

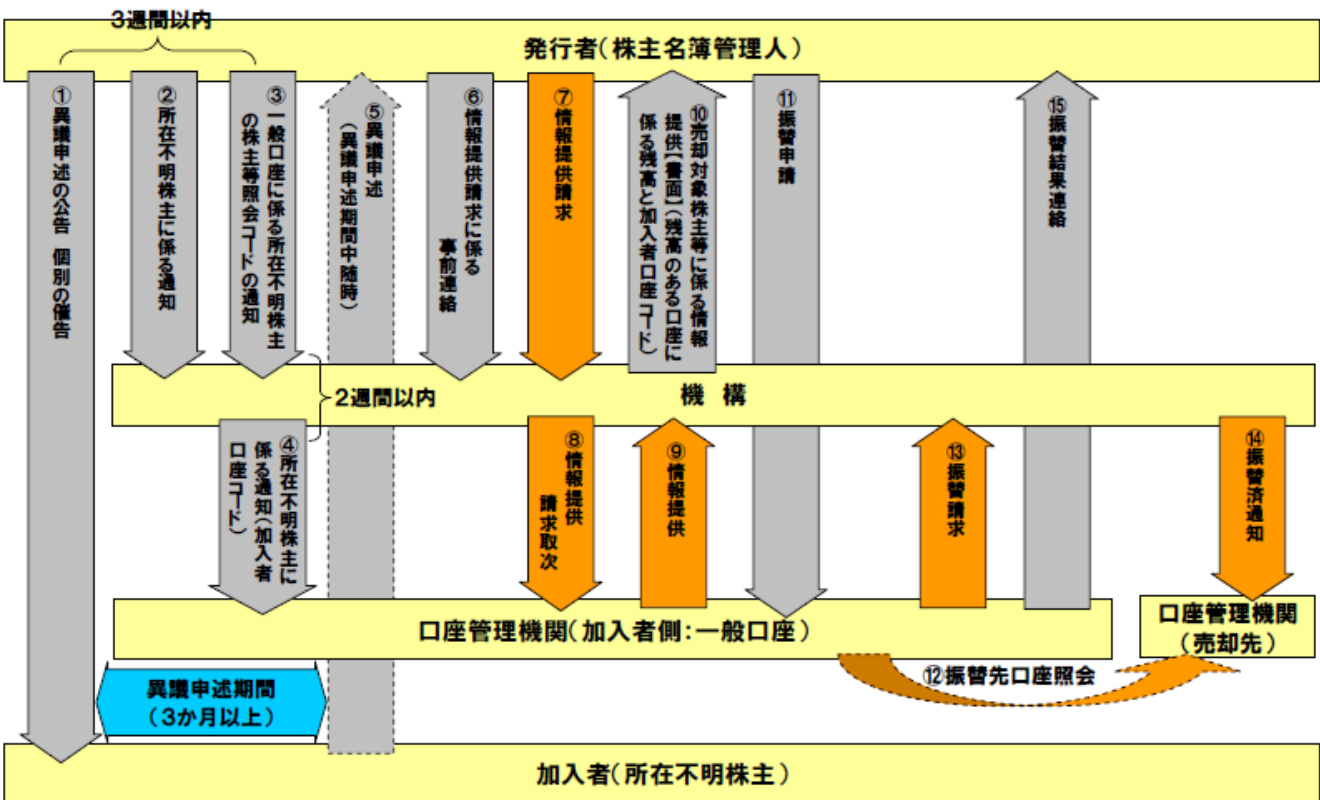
指針	説明
<p>(5) 売却代金の管理事務</p> <p>① 売却代金の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在不明株主の株式売却後、従前の株主または利害関係人から売却代金支払いの請求を受けることとなるため、所在不明株主の株式売却代金支払明細の管理が必要となる。 <p><明細管理項目></p> <ol style="list-style-type: none"> a. 所在不明株主の氏名 b. 同 住所 c. 同 振替口座 d. 株式売却日 e. 1株当たりの価格 f. 売却株式の種類・株数 g. 売却代金 <p>② 売却代金の支払い</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 従前の株主が支払請求する場合の提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認資料（運転免許証などの原本提示による確認） ・売却代金請求書 b. 株主以外の利害関係人から支払請求があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・株主名義人と利害関係人の権利関係を証明する書類の提出。 ・利害関係人の本人確認資料（運転免許証などの原本提示による確認） <p>③ 供託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行会社は、債権者不確知を理由として売却代金を供託（会社本店所在地を管轄する法務局（会社法196条2項））して債務を免れることもできる（民法494条）。 <p>④ 売却代金支払請求権の消滅時効</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 売却代金支払請求権は、株式の処分による金銭債権であるから10年間請求がなければ時効により消滅する（民法167条）。 b. この起算日については、発行会社が売却代金を支払える状態になった日（売却代金を会社管理とした日）と考えられる。 	<p>○当該代金および明細等の管理は、支払頻度が極めて少ないと考えられること等勘案すると、剰余金の配当の除斥期間経過後未払株主の管理と同様、発行会社が行うことが考えられる。</p> <p>○管理項目としてはこの他に、売却対象株式が特別口座に記録されていた場合は、「届出印」や「無効株券の番号（記号）」も記録することが考えられる。</p> <p>○本人確認は、例えば「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を参考に行う方法が考えられる。</p> <p>○旧株券の提出義務は無いが、特別口座に記録されていた株式については、株券の提出を求めることも考えられる。</p> <p>○利害関係人の本人確認は、例えば「犯罪による収益の移転防止に関する法律」を参考に行う方法が考えられる。</p> <p>○旧株券の提出義務は無いが、特別口座に記録されていた株式については、株券の提出を求めることも考えられる。</p>

○事務手続フローチャート

1. 所在不明株主の口座が特別口座のみである場合の振替手順



2. 所在不明株主の口座に一般口座が含まれる場合の振替手順



(別紙)

<発行会社が代理権を証明する書類>
「所在不明株主の株式売却に関する証明書」

平成 年 月 日

所在不明株主の株式売却に関する証明書

口座管理機関 御中

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○



下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1. ○月○日付け別添1のとおり電子公告を行ったこと。なお、電子公告における調査機関からの電子公告証明は別添2のとおり。
2. 振替申請書（別添3）に記載している株式については、会社法第198条第1項に基づく異議申述期間において、株主その他の利害関係人から異議の申出がなかったこと。
3. 上記により、振替申請書（別添3）に記載した所在不明株主の株式売却につき、当社に売却の代理権もしくは自己株式として取得する権利が生じたこと。

以上

(参考)

「所在不明株主の株式売却制度に係る事務処理手続」証券保管振替機構 より

所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名
代表者役職名
氏名

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 197 条第 1 項に基づき、同法第 198 条第 1 項に規定する公告（別紙 1、2 参照（注 1））及び催告を行い、株主その他の利害関係人から異議申述期間中に異議申述がなかった株式（以下「売却対象株式」という。）について、売却することを決定いたしました。

つきましては、売却対象株式に係る株主（以下「所在不明株主」という。）のうち別紙 3 に記載する所在不明株主に対する情報提供請求を行いますので、あらかじめ下記のとおり御連絡いたします。なお、当該情報提供請求につきましては、売却対象株式の記載又は記録がある口座に係る情報の提供をお願いいたします。

記

(1) 銘柄コード (注 2)				
(2) 銘柄名				
(3) 日程 (注 3)	株主確定日		月	日
	公告掲載日		月	日
	異議申述期間開始日		月	日
	異議申述期間終了日		月	日
	情報提供請求予定日		月	日
	株式売却（取得）予定日		月	日
(4) 情報提供請求対象所在不明株主	別紙 3 参照 (注 4)			

(注 1) 別紙 1 として電子公告の内容を、また、別紙 2 として当該電子公告に係る調査機関からの電子公告証明を添付してください。

(注 2) 「普通株式」の場合の銘柄コードは、5 桁（4 桁の番号の末尾に「0」を記載）になります。

(注 3) 情報提供請求の対象期間は情報提供請求予定日の前営業日となります。

(注 4) 情報提供請求の対象となる所在不明株主の情報については、別紙 3 の情報提供請求対象所在不明株主一覧を添付してください。

以上

- 当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- 当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<http://www.jasdec.com/>) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

機構使用欄		

